

NEWS RELEASE

2015年8月31日

『弁護のちから』の販売開始

～日常の法的トラブル解決を支援～

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：二宮 雅也、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、個人のお客さまの日常生活における法的トラブルを解決するための弁護士費用を補償する新たな保険『弁護のちから』を、2015年12月1日以降保険始期契約から販売します。

1. 商品発売の背景

これまで、日常生活における法的トラブルに備えるための保険としては、お客さまが「加害者」となり法律上の損害賠償責任を負った場合の補償（個人賠償責任補償特約等）を中心に販売してきました。

お客さまが「被害者」として賠償事故に巻き込まれ、加害者に十分な対応をしてもらえない場合や、遺産相続や賃貸借契約など日常生活におけるその他の法的トラブルに巻き込まれた場合には、当事者本人やご家族の精神的・経済的な負担は非常に大きいものとなります。

このようなお客さまの負担に対する「備え」を提供するため、損保ジャパン日本興亜は国内の損害保険会社として初めて、日常生活における法的トラブルを解決するための弁護士費用を補償する保険を開発しました。

2. 『弁護のちから』の商品概要

- (1) 商品名 『弁護のちから』
 ※「傷害総合保険」と「新・団体医療保険」の特約として「弁護士費用総合補償特約」を新設します。『弁護のちから』とは、本特約をセットした契約のペットネームです。
- (2) 契約形態 企業等を契約者とする団体契約で、団体の構成員がご加入いただけます。
- (3) 補償対象 「被害事故」、「借地・借家」、「遺産分割調停」、「離婚調停」、「人格権侵害」、「労働」（「労働」のみオプション）に関するトラブルを対象とします。
- (4) 保険金の種類 前記（3）の法的トラブルに巻き込まれ、その解決のために負担した2種類の弁護士費用が保険金のお支払いの対象となります。ただし、損保ジャパン日本興亜が事前に承認した費用にかぎります。
- ①法律相談費用保険金
 弁護士へ法律相談を行うときに負担した費用に対して保険金をお支払いします。
- ②弁護士委任費用保険金
 弁護士へトラブル解決の委任を行うときに負担した費用に対して保険金をお支払いします。
- (5) 販売パターン例

※団体割引5%を適用した場合

	保険金額（自己負担）
法律相談費用保険金	5万円（1,000円）
弁護士委任費用保険金	100万円（10%）
月払保険料	約1,000円

3. 『弁護のちから』の特長

(1) 「2つの保険金」で気になる費用をサポート

被害事故、人格権侵害、労働などの法的トラブルに巻き込まれ、その解決のために弁護士に法律相談を行う場合の「法律相談費用」や、トラブル解決を委任する際の着手金などの「弁護士委任費用」を補償します。保険を活用することで、金銭的な負担を軽減してトラブルの早期対策・解決につなげることができます。

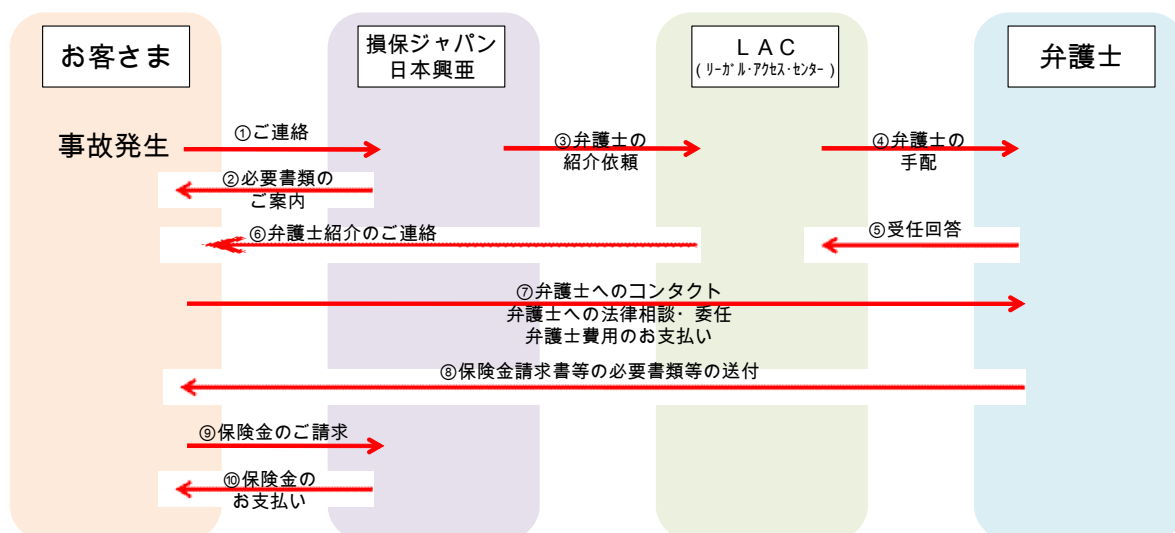
(2) 「弁護士紹介サービス」があるから安心

保険金のお支払いの対象となる場合で、お客さまが弁護士紹介をご希望の際は、日本弁護士連合会の「リーガル・アクセス・センター（以下、LAC）（※）」を通じて、弁護士をご紹介します。法律相談できる弁護士が身近にいなくても安心です。

（※） 損保ジャパン日本興亜をはじめとする協定会社からの弁護士紹介依頼に基づき、日本弁護士連合会の各地の弁護士会を通じて紹介を行う機関です。

<「弁護士紹介サービス」の概要>

ご紹介のフロー（イメージ）は以下のとおりです。



4. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、『弁護のちから』の提供を通じて、お客さまが安心して生活できる環境づくりに貢献していきます。

以上



SOMPOホールディングスは損保ジャパン日本興亜ホールディングスおよびグループの略称です。